

平成24年5月24日

舗装工事業者のみなさまへ

復旧・復興建設工事共同企業体によるアスファルト舗装工事における
下請負制限 について

本県では、公共工事の適正な執行を図るため、アスファルト舗装工事における下請負の制限等を実施してきたところではありますが、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の取り扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせするとともに、引き続き御理解と御協力をお願いします。

記

- 1 自社施工が必要となる構成員について
全ての構成員（代表者及び構成員）
- 2 事業所への舗装技術者の配置について
宮城県内の本社（店）又は営業所への技術者の配置は、構成員のいずれかとする。
- 3 自社施工説明資料及び舗装工事施工職員等専任書（様式1～4）の提出について
構成員毎に全ての構成員が提出するものとする。
- 4 適用工事
復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）により施工するアスファルト舗装工事
（その他のアスファルト舗装工事は従前どおり）
- 5 適用時期
復旧・復興のための共同企業体（復興JV）の制度が運用される期間とする。
（当分の間）